

# 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会員規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条第3項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定める。

## (会 員)

第2条 会員は、正会員と賛助会員とする。

## (正会員)

第3条 正会員は、本会の趣旨・目的に賛同する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 社会福祉施設及び社会福祉団体
- (2) 市・町・村社会福祉協議会
- (3) 社会福祉関係公務員
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) 社会福祉奉仕団体
- (6) 社会福祉に理解と熱意のある団体及び学識経験者

2 正会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本会定款の定めるところにより理事又は評議員となること
- (2) 毎事業年度の事業に係る計画及び結果について報告を受けること
- (3) 本会の業務運営に関し評議員を通じて意見を述べること
- (4) 本会の発行する機関紙等の配布を受けること
- (5) 本会が主催する大会その他の行事に参加すること

## (賛助会員)

第4条 賛助会員は、本会の趣旨・目的に賛同する個人または団体等とするものとする。

2 賛助会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 毎事業年度の事業に係る計画及び結果について報告を受けること
- (2) 本会の発行する機関紙等の配布を受けること
- (3) 本会が主催する大会その他の行事に参加すること

## (入 会)

第5条 本会に入会しようとするときは、入会申込書を本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

## (会 費)

第6条 会員は、別表に定める年会費を納入しなければならない。ただし、本会の運営上、会長が必要と認めた者についてはこの限りではない。

## (退 会)

第7条 会員は、次の場合には退会したものとする。

- (1) 本人から申し出があったとき
- (2) 会員たる資格を失ったとき
- (3) 長期にわたり会費を滞納したとき

(除 名)

第8条 会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨・目的に反する行為をしたとき、若しくは、社会福祉の目的にそぐわない行為をしたときは、理事会の議決を経て除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対しあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第9条 既に納入した会費については、過誤納による場合を除くほか、年度の中途において退会した場合、又は除名した場合であっても、これを返還しないものとする。

(委 任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年12月5日から施行する。
- 2 現にこの規程施行の日以前から会員であるものについては、この規程に基づき入会したものとみなす。
- 3 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会拠出金規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の施行に伴う関係規程の整備等に関する規程により一部改正（平成13年6月28日施行。ただし、別表の改正は平成13年4月1日施行）

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する